

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

農業技術課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県農業総合試験場長 嶋 倉 雅 司

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

全面マルチトラクター1台

(2) 物品等の特性

入札説明書によります。

(3) 納入期限

平成16年8月1日

(4) 借入期間

平成16年8月1日から平成17年3月31日まで

(5) 借入場所

長野県農業総合試験場

(6) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字小河原492

長野県農業総合試験場管理部

電話 026(246)2411

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成16年7月16日 午前10時30分

(2) 場所 長野県農業総合試験場会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月23日 午前11時30分

イ 場所 長野県農業総合試験場会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年7月23日 午後5時

イ 場所 須坂市大字小河原492(郵便番号 382-0072)

長野県農業総合試験場

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

農業技術課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成16年度後期 水道料金徴収業務等委託業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成16年10月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県企業局上田水道管理事務所及び川中島水道管理事務所管内

(5) 最低制限価格

設定有り

(6) 入札方法

価格の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務等に関し、業務を迅速に行う体制が整備されている者で、当該業務委託の内容を確実に履行できると確認された者であること。

3 競争入札参加資格の確認手続

(1) 本競争入札の参加希望者は、平成16年7月13日(火)午前10時までに長野県企業局水道課に連絡の上、7月14日(水)から16日(金)までの間において実施する競争入札参加資格の確認を受けてください。

ただし、「平成15年度後期 水道料金徴収業務等委託業務」の入札時に参加資格の確認を受けた者には、当該確認通知書の写し及び同種事業の受託契約書の写しの提出をもってかえることができます。

なお、所定の期間内に競争入札資格の確認を受けなかった者及び確認手続の結果業務が確実に履行できないと判断された者は、本競争入札に参加できません。

(2) 資料の提出

競争入札参加資格の確認を受ける際は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 委託業務を実施するための職員体制及び職員の業務分担を明らかにした書類

イ 検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開閉栓業務、宿日直業務及び接遇についてのマニュアル(書式任意)

(3) その他

ア 確認のために必要な資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

イ 提出された資料は、提出した者に無断で競争入札参加資格の確認以外の目的に使用しません。

ウ 提出された資料の訂正及び差し替えはできません。

(4) 確認結果の通知

平成16年7月16日(金)までに書面により通知します。

(5) 入札参加資格がないものとされた者に対する理由の説明

ア (4)の通知により入札参加資格がないものとされた者は、その理由についての説明を求めることができます。

イ アの説明を求めようとする者は、平成16年7月23日(金)までに、書面(書式任意)を長野県企業局水道課に持参して提出してください。

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに競争入札参加資格の確認手続についての問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道課

電話 026(235)7381

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月30日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 議会棟第2特別会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

水道課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年7月1日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書によって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	8月25日 (水)	午前10時から 午後4時まで	松本会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年7月1日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書によって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	8月4日 (水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	南 信
	8月11日 (水)		塩尻会場	中 信
	8月18日 (水)		長野会場	北 信

生活保安課